

浜松市東部協働センター利用料金表

令和7年4月1日現在

利用時間 利用区分		午前 ・ 午後	夜 間	
		9:00～18:00 (1時間)	18:00～21:00 (1時間)	21:00～21:30 (30分)
		単位(円)	単位(円)	単位(円)
ホール 11 (150人)	一 般	940	1, 790	890
	地域活動団体	310	590	290
和室(松) (15人)	一 般	290	330	160
	地域活動団体	140	160	80
和室(竹) (15人)	一 般	290	330	160
	地域活動団体	140	160	80
会議室 23 (24人)	一 般	160	230	110
	地域活動団体	80	110	50
講座室 21 (36人)	一 般	200	310	150
	地域活動団体	100	150	70
実習室 24 (48人)	一 般	200	310	150
	地域活動団体	100	150	70
料理教室 22 (25人)	一 般	520	770	380
	地域活動団体	260	380	190
コミュニティルーム 12 (小会議室) (16人)	一 般	160	230	110
	地域活動団体	80	110	50
飯田体育館 【全面】	一 般	940	1, 080	540
	地域活動団体	470	540	270
飯田体育館 【半面】	一 般	470	540	270
	地域活動団体	230	270	130
飯田講座室A (40人)	一 般	200	310	150
	地域活動団体	100	150	70
飯田講座室B (30人)	一 般	200	310	150
	地域活動団体	100	150	70

備考

1. 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げにかかる費用は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。
4. 営利目的として、1,001円以上の入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)を徴収する場合や、商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の使用料の2倍に相当する額となります。